

京都市立幼稚園PTA連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は京都市立幼稚園PTA連絡協議会と称し、事務所は園長会事務局におく。

(目 的)

第2条 本会は各単位PTA相互の連絡協調を図り、幼稚園教育の向上発展に寄与することを以って目的とする。

(方 針)

第3条 本会の方針は次の通りである。

1. 各単位PTAの自主的な活動を尊重してこれを制約しない。
2. すべて非営利的、非宗教的、非政党的である。
3. 教員の研究活動についてはその自主性を尊重し、これが推進に協力する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため第3条の方針に従って次の事業を行う。

1. 幼稚園教育上の必要な主張を各関係当局に交渉し、又その重要性について一般社会の認識を確かめる。
2. 幼稚園教育の研究調査並びにその発表等の行事。
3. その他目的達成に必要な事項。

(構成と会費)

第5条 本会の趣旨に賛同する各単位PTAにより構成する。

第6条 単位PTAは所定の会費を納入するものとする。

(役 員)

第7条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長1名、副会長3名、会計2名、庶務 若干名。
2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
庶務は本会の庶務全般を掌る。
会計は本会の会計を掌る。
3. 役員は委員会がこれを選出する。
4. 役員の任期は1ヶ年とし、但し再任を妨げない。

(委員・評議員)

第8条

1. 委員は各単位PTAの副会長及びその園の園長、又は各々の代理者とする。
2. 評議員は各園教員数の倍数とし、各単位PTA毎に選出する。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会、委員会、役員会の3種とする。

1. 総会は、評議員・委員及び役員を以って構成し、会の予算・決算の承認、事業及び会計の報告、規約の改正、その他重要な事項を審議決定する。
2. 前項の審議決定は、役員会が必要であると認めた時は、書面や電磁的方法で行うことができる。
3. 委員会は委員及び役員を以って構成し、役員、会計監査の選出、総会に提出す

る議案の決定，その他会務執行上の重要事項を審議決定する。

4. 役員会は役員を以って構成し，会の運営・会務の執行に当たる。

(経 理)

第10条 本会の経理は会費その他の収入を以って支弁する。

第11条 会費は各単位PTAより園児及び教員1人につき800円を負担するものとする。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(監 査)

第13条

1. 本会の経費を監査するために会計監査2名を委員会に於いて選出し会長がこれを委嘱する。
2. 会計監査は監査の結果を総会に報告しなければならない。

(附 則)

第14条 本会PTA協議会は保護者会も含む。

第15条 本会規約は昭和51年6月7日より実施する。

昭和58年3月7日	一部改正施行
昭和63年3月9日	一部改正施行
平成21年3月4日	一部改正施行
平成23年5月26日	一部改正施行
平成26年5月28日	一部改正施行
平成28年5月23日	一部改正施行
平成29年5月22日	一部改正施行
平成30年5月21日	一部改正施行
令和2年7月10日	一部改正施行
令和3年7月9日	一部改正施行
令和4年3月4日	一部改正施行

京都市立幼稚園PTA連絡協議会内規

第1条 役員及び会計監査選出のPTAの割合は次の通り。

会 長 (P 1)	副会長 (P 2 , T 1)
庶 務 (P 1 , T 若干名)	会 計 (P 1 , T 1)
会計監査 (P 1 , T 1)	

第2条 毎年3月中に会計報告を行う。

第3条 会計監査は年1回以上行うこととする。

第4条 本会の事業として特に功労ありと認められた者について，教育功労の表彰を行う。